

## 船橋市工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）

### 請求工事の公表に関する要綱

#### （目的）

第1条 船橋市工事請負契約書第26条第5項（以下、「単品スライド条項」という。）の請求状況及び協議結果を下請業者が把握できるよう、単品スライド条項に基づく請求工事を公表する。

#### （公表の対象）

第2条 公表の対象は、請負者より単品スライド条項に基づき請求のあった工事とする。

#### （公表の内容）

第3条 公表の内容は、別紙のとおりとして、月ごとに情報を更新する。

#### （公表の方法）

第4条 公表の方法は、技術管理課ホームページに掲載する。

#### （公表の時期及び期間）

第5条 公表の時期及び期間は、次に掲げるとおりとする。

- （1）請求のあった翌月
- （2）請求のあった年度及び翌年度

#### （庶務）

第6条 庶務は、都市計画部技術管理課において処理する。

#### （その他）

第7条 本要綱は、技術管理課ホームページに掲載して公表する。

#### 附 則

##### （施工期日）

1 この要綱は、平成20年11月5日から施行する。

##### （経過措置）

2 この要綱の施行の日前に単品スライド条項に基づき請求のあった工事についても、この要綱による。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

